

漁業法第三十二条第二項の規定により行うことができることされる

福島県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針

令和2年12月

**漁業法第 32 条第 2 項の規定により行うことができるとされる
福島県知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針**

第 1 特定水産資源（くろまぐろを除く。）

くろまぐろを除く特定水産資源に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、福島県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	福島県知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言
95 パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置の実施の勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると福島県知事が認めるときは、この限りでない。

ア 当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕することが見込まれる当該特定水産資源の漁獲量の値（付録第 1 に定める算式によって算出される値をいう。）が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値（付録第 2 に定める算式によって算出される値をいう。）を超えない場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、福島県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	福島県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁

	獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導
--	---

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕することが見込まれる当該特定水産資源の漁獲量の値（付録第 3 に定める算式によって算出される値をいう。）が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値（付録第 4 に定める算式によって算出される値をいう。）を超えないと福島県知事が認めるときは、この限りでない。

第 2 くろまぐろ（30 キログラム未満のものに限る。）

くろまぐろ（30 キログラム未満のものに限る。第 2 及び付録第 5 から付録第 8 までにおいて単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の 1 から 2 までに定めるとおりとする。

1 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号に掲げる場合において、福島県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	福島県知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
70 パーセントを超えたとき	注意報を発出し、操業時間短縮又は操業日数の抑制に努め、管理措置の実施を助言する。関係漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
80 パーセントを超えたとき	警報を発出し、体重 1 キログラム未満の生存個体の放流及び操業時間短縮又は操業日数の抑制に取り組み、管理措置の実施を指導する。関係漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると福島県知事が認めるときは、この限りでない。

ア 当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕することが見込まれるくろまぐろの漁獲量の値（付録第 5 に定める算式によって算出される値をいう。）が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値（付録第 6 に定める算式によって算出される値をいう。）を超えない場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度

の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

- (1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、福島県知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	福島県知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (1)の規定にかかわらず、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕することが見込まれるくろまぐろの漁獲量の値（付録第 7 に定める算式によって算出される値をいう。）が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値（付録第 8 に定める算式によって算出される値をいう。）を超えないと福島県知事が認めるときは、この限りでない。

第 3 くろまぐろ（30 キログラム以上のものに限る。）

第 2（付録第 5 から付録第 8 までを含む。）の規定は、くろまぐろ（30 キログラム以上のものに限る。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年 3 月 31 日までの間における第 1 の 1（2）及び第 2 の 1（2）（第 3 において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水管第 2354 号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。